

## 平成28年度事業報告

### (一)概論

2016年度は、日本再興戦略の展開、TPP協定協議の進展過程において、各省庁による所掌産業の国際競争力強化の取り組みの中で、食品安全、天然資源の持続可能性、医療技術開発、インフラ整備等の分野における適合性評価制度の採用、活用が進むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの調達コードに「持続可能性」がキーワードとして織り込まれるなど、本協会事業を巡る環境は強い追い風の様相を見せるところとなった。

こうした環境変化を踏まえ、関係省庁、業界団体との緊密な連携を保ちながら、それら制度ユーザーのニーズに沿った、食品マネジメントシステム認証の新しい展開、農業生産工程管理(GAP)認証の速やかな認定の立ち上げ、森林資源の持続可能性のための森林管理認証制度の円滑な導入に寄与してきた。また、臨床検査室認定が、新たに2016年度から保険診療報酬の加点要素となったことから、規模の大きな病院への認定ニーズが一気に高まることになり、急速な認定増が見込まれている。

制度を巡る状況としては、マネジメントシステムの基本となるISO 9001品質マネジメントシステム、ISO 14001環境マネジメントシステムが2015年版として大幅改訂があり、これにあたっては社会における制度の信頼性確保の面から、大きな変更点に重点をおいて認証機関の移行審査を実施し、昨年度で、数機関を除き認定の移行が完了した。今後2018年を期限とする組織認証の移行が山を迎えるにあたり認証審査の信頼性を確保すべく活動していく。また、2017年に大幅改訂となるISO 17011認定機関への一般要求事項については、ISOの国際会議の場等で我が国及び本協会としての見識を持って理解しやすく効果的なものとなるよう積極的な働きかけを行い、今後の認定機関としての制度運営に資するものとなるよう努めた。

制度の利用拡大、多様化に向け合理化を進めているが、臨床検査室認定数の急激で大幅な増加に対応できるよう、適正な職員数の確保と認定プロセスの抜本的な見直し等による事業体制の刷新が必要との認識からその検討を開始した。

2016年度は、2010年度に本協会が新しく公益財団法人として発足して以来、初めて、理事5名中、代表理事、執行理事3名が交代するという大幅なマネジメント体制の更新を経験し、更に、ここに報告のとおり、事業環境、事業状況に大幅な変化が進んでいることを踏まえ、ここ数年来その内容を継承してきた、本協会経営方針の基幹となる「中期ビジョン」を刷新し、新たな観点からの取り組みを展開することを表明することとした。

今後、新マネジメント体制にて、新しい観点を以って、社会、及び制度利用者からの信頼に込めて行く所存であるが、これを一層確かなものとするにあたり、関係者各位のご指導、ご鞭撻を賜ってまいりたい。

### (二)各分野事業計画の実施状況(各論)

1. マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関並びに温室効果ガス妥

## 当性確認・検証機関の認定

ISO 9001/14001 の移行審査への対応など直面する課題への対応を優先に実施、認定審査員のための審査ハンドブックの発行、審査員の評価・管理、要員の力量評価と教育訓練、認定審査の実施方針など一部に遅れがあるものの本質的な課題に一定の成果を得た。また、認定委員会の在り方の検討を始め、重要案件をより集中して審議するため、一般の定期サーベイランス結果については、事務局の技術評価員に判定を委譲するなどの対策を講じた。今後はこれの実運用面での実効を挙げるとともに、継続的な認定プロセスの改善、認定審査報告書の改定など、引き続き重要な課題に逐次取り組んでいく。

### 1) JAB 認定の質の一層の向上

#### (1) 認定審査及び適合性評価制度の維持/向上

マネジメントシステムについては、ISO 9001、ISO 14001 の移行審査での認証機関、認定審査員のばらつきの防止について、従来の認定審査員研修会等での教育研修に加え、今回 MS シンポジウムにて取り上げ、その成果を認定審査で活用する施策をおこなった。また、本年度も認定先機関に向けた JAB 活動報告会を実施し、新規・改定 IAF 発行文書、及び当協会の発行文書の紹介と、それに伴う対応等を説明した。認定審査で観察された懸念事項の解説などについて、認証機関からの参加者からの活発な質疑応答によって、認定基準や手順を含むJABの活動へのより一層の理解を得ることができた。

更に、組織立会、マーケットサーベイランスなどについての規定、要求にかかる解説文書を発行 web へ掲載する等、JAB からの発信を行った。組織立会分離、報告書様式の見直しなど検討については、若干の遅れがあるが、来年度上期中の終了を目途に継続して推進していく。

#### (2) 要員の力量評価と教育訓練の徹底

認定審査員の力量向上については、新規規格及び改訂内容について審査員研修会、連絡会での教育訓練を継続実施した。審査員評価については評価表を作成、2017 年度より運用を開始する。あわせて、力量要求、評価の基準、手順の見直し、と、今回見直した審査員ハンドブックの活用を推進していく。なお、2017 年度上期には5名の新人審査員訓練生への研修を開始する。

#### (3) 多様なニーズに対応する認定プロセスの改善

認定の手順である200シリーズを見直し、一時停止、取り消し、打ち切りの手順をはじめとし、より有効な、また、合理的な認定手順となるよう改善を進めた。この認定手順の見直しは継続的に推進する。

#### (4) 戦略的な国際活動

PAC、IAF の各種総会に参加、その詳細報告を JAB Web にて公開した。また、PAC では、MLAMC の Chair、TC の Vice-Chair を務めている。さらに IAF、の各 WG 主査を務めるなど、わが国の適合性評価が国際整合性の取れた仕組みとなるよう主導的な活動を展開している。今後制度として拡大していくであろう、分野ごとの国際スキームの動向を把握する目的で、GFSI スキームの国際会議などにも参加した。

### 2) 認定事業の充実及びその普及促進

- (1) 農林水産省がバックアップする、我が国発の食品マネジメントシステム(JFS-C)の認定を開始し、1機関の認定を行った。他にも数件申請がされており、今後の伸びに対応していく。
- (2) 製品では大型風車の認定分野拡大を行った。また、2020 オリンピック・パラリピック組織委員会に認証活用の働きかけを行った。この効果もあり、調達コードへ認証された木材、食材等が呼び込まれることとなり、森林認証機関、GAP 認証機関の認定数が伸びている。今後さらに森林、農業、畜産の分野での認証市場の拡大が望まれる。
- (3) 昨年に引き続き第 5 回 JAB マネジメントシステムシンポジウムを開催した。テーマとしては、「2015 年版の運用後に検出された課題とその対応」と題し、品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムのそれぞれの規格での 2015 年版の審査の着眼点についての課題研究と、マネジメントシステム共通テキストに着目した審査員に求められる力量の課題研究を行い、発表した。参加者は昨年並みであったが、例年に比べて、参加者による満足度が高く、2015 年版の審査への問題意識が共有されていることがうかがわれた。

### 3) 事務局業務の効率化

- (1) 業務 Gr にて定期的な打合せを継続実施し、業務遂行上の細かな改善、懸案事項の共有、抽出などを継続的に実施している。また、発注書の様式、発行方法、承認権限見直し、申請受理の承認権限見直しなどを実施した。しかしながら大幅な業務の合理化は、次世代ITシステムの開発プロセスで行う予定としている。また、合理的かつ適正に認定を進めるための審査手法、認定決定プロセスの改革に 2017 年度のあらたな課題として取り組む計画である。

#### (2) 要員のマルチタレント化

外部研修機関との契約に基づく OFF-JT 教育は定着し、各要員の教育に活用されている。事務局要員については、世代交代の対応として、1 月より 1 名正規職員を採用した。新規採用を含む中期人材育成計画の策定・推進を今後も行っていく。

3. 試験所・校正機関、検査機関、臨床検査室、標準物質生産者、技能試験提供者認定試験所等の認定数の近年の堅調な増加に加え、臨床検査室の認定数の急激な増加及びもあり、人材の採用を含め、組織改編と共に業務分担の見直しを行った。特に、審査員数の大幅増加と力量の向上を目途に審査員の資格管理システム及び教育訓練システムの強化を図るとともに、認定の意思決定における効率化の施策を実施し、現在更なる見直しを検討している。

#### 1) 試験所認定の質の一層の向上

##### (1) 試験所認定審査員、事務局員の力量向上

認定審査員の採用、資格管理、教育システムの強化、職員の中期的人材計画の

見直しと教育の実施を推進してきた。昨年度に審査員管理及び教育訓練手順の改定を完了し、これに基づき、審査員の資格見直し、研修や検証審査を確実に推進している。審査員の資格管理データベースの再構築をほぼ終了し、臨床検査分野の審査員大幅増加にも問題なく対処できるようになった。加えて、審査員研修システムに e-learning を採用すべくビデオ教材等を作成し、試行に至った。これにより、審査員研修の大幅効率化が期待される。

## (2) 多様なニーズに対応する認定プロセスの改善

試験所認定委員会で採用しているテクニカルレビューア制(初回審査以外の審査案件に関する認定意思決定権限を特定の要員に付与することによる意思決定プロセスの効率化)を、認定数急増が予想される臨床検査室認定委員会に拡大した。審査プロセスにおいても、臨床検査分野で予備訪問を変更して二段審査方式を開始した。これは、臨床検査分野における初回審査で文書、記録に関係して数多くの指摘事項が検出されることから、予備訪問を機関事務所における文書・記録審査とすることで初回審査の長期化を防止する狙いである。

## (3) 戦略的な国際活動

2016 年度より国際会議参加対応に 2 名の PM を加えて、国際会議に対応している。2016 年 6 月の APLAC/PAC 総会、10 月末の IAF/ILAC 会議に参加。また、2017 年 3 月の IAF/ILAC 期中会議では、ILAC ARC(相互承認委員会)の越境認定プロジェクトに関するワークショップにおいて事例発表を行い議論をリードした。また、ISO/CASCO の ISO/IEC 17011, ISO/IEC 17025 の改訂 WG に参加し、日本から積極的に改訂要望を発信している。

## 2) 試験所認定事業の充実及びその普及推進

(1) 事業企画部を中心に、臨床検査分野に関連して遺伝子検査ビジネス、バイオバンク認証、バイオチップ認証・認定、メディカルイメージング、法医学など多くの新規分野について調査研究を進めている。いずれも認定プログラム開発に至っていないものの、規制当局、関係団体と連携を密にして取り組みを進めている。

この他、原子力規制庁の要請に基づき、放射能モニタリングの品質保証強化の一環として個人線量計の測定サービスに関する認定プログラムの構築を開始した。

(2) 普及に関しては、毎年 IA-Japan、VLAC と共同開催している技術情報セミナーを、GAC(湾岸諸国認定センター)から講演者を招いて湾岸諸国で開始された低電圧指令の制度紹介を行うとともに、国内産業界の対応状況について報告した。加えて ISO/CASCO で行われている ISO/IEC 17025 の改定状況について紹介を行った。

## 3) 事務局内業務体制の効率化

(1) 月例で開催している認定制度の在り方検討会において、認定審査プロセス及び意思決定プロセスの合理化提案を議論し、試験所認定委員会の少人数による

事務局業務の簡素化を実現した。また、ISO/IEC 17011 改正が 2017 年前半に予定されていることから、作業中の ISO/IEC 17011 改定内容に関する勉強会を開催した。これに続き、業務プロセスの全面見直しを開始した。この業務プロセスの見直しは 2017 年半ばを目途に完了予定である。加えて、業務管理システムデータベースの全面改修を行うことの合意に基づき設置された次世代業務支援システム開発 TF で、開発作業を開始した。

- (2) 平成 27 年度から開始した技術管理機能のチーム制を継続するとともに、特に共通技術管理機能を強化すべく担当の再編を行った。これに加え、臨床検査室認定の急増に備え、日常審査管理業務を行う認定業務グループに 2 名の増員を行うとともにグループ内の担当業務配分を見直して最適配分を実現した。併せて、チーム制の技術管理機能から日常審査管理機能への拡大を行うためのチーム再編を企画した。

#### 4. 指定調査

8 号事業(米国向け通信機の認証)の更新調査業務を実施した。

#### 5. 技能試験

認定機関が実施する技能試験の提供は、技能試験提供者認定事業との利害抵触を避けるべく JAB 自ら実施してきた本事業を 2016 年度で終了することとした。本件に関する取り扱いについては下記のような対応を行い、2017 年 3 月末までにすべての事業を終了した。

- (1) 本協会実施の技能試験のうちの一部については、同等の技能試験を外部機関にて実施継承済。(最終は 2017 年 2 月末)
- (2) 外部の技能試験提供者による技能試験の利用を推奨する。  
利用可能な技能試験の情報について、本協会 Web サイト上に掲載内容を順次充実していく。(4 月以降認定センター試験所の担当にて継続する)
- (3) 関連する手順書類の主要なものの改定が完了 (JAB RL230 (技能試験の適用についての方針及び手順) 等)。

#### 6. 事業企画

##### 1) 制度利用拡大に向けた企画・提案力の強化

2013 年度の事業企画タスクフォース(TF)の成果を受け、2014 年度に設定した、食品・医薬品、医療・臨床検査、エネルギー・環境の三つの重点分野にプライオリティを付けて調査を継続し、JAB 新規事業としての展開実現に向けて作業を進めた。

##### 2) 調査研究

<完了案件>

- (1) 農林水産省が推し進める食品の安全マネジメントシステム認証スキーム構築に協力し、GFSI 承認を視野に入れた認証制度の構築に貢献した。この認証制度は JFS-C スキームとして認定を開始した。
- (2) 風力発電製品サイト適合性認証については、分野を大型風力発電シス

テムに拡大し認定を開始した。

#### <継続案件>

- (1) バイオチップ製品認証：経済産業省がバイオチップコンソーシアムと進めるバイオチップの製品認証を始めとする複合型適合性評価スキームの開発に参加。バイオチップの性能規格に基づく製品認証を先行して進めるべく認証機関の立ち上げが行われた、今年度本格化する予定である。
- (2) 東京オリンピック関係の調査：東京オリンピック・パラリンピックの招致を受けて、オリンピック開催のためにイベントサステナビリティマネジメントシステム、非公式教育・学習サービスや複数の認証システムの利用拡大を狙う調査研究を継続している。ロンドンオリンピックでの運用実績を踏まえて、東京大会においても組織委員会が認証取得を公約しているため、オリンピック組織委員会に早期段階から接触し、東京オリンピックの調達方針に認定・認証プログラムの採用を反映させるべくインプットを実施してきたが、木材、食材などの調達コードに、認証を受けたものとの表現も入り、これによりさらに認証の市場が広まる方向である。
- (3) 気候変動適応：エネルギー・環境分野では、継続して「気候変動適応対応研究会」として（一社）産業環境管理協会と連携し、国際標準化と適合性評価の2方面から調査研究を実施した。研究会を通して、5省庁からのメンバを中心に、国の適応策の相互理解を中心とした議論を実施した。次年度はこの場を活用し、国内での企業組織のあるべき方向性と適合性評価に結びつける評価、検証の議論はできていない。次年度も課題の具体化に向けたさらに議論を継続する。

### 3)国際活動

- (1) IAF, ILAC, PAC, APLAC および ISO 等の国際機関を通じた情報の積極的発信、海外認定機関との協業によるプレゼンス向上を目指すための国際会議でのポジションを発揮している。国際戦略策定については5月に策定、7月にJAB内周知を行った。IAF/ILACの会議が終了し、当該国際戦略に基づき現状の課題、今後の活動方針などを確認している。

2017年に予定されているPeer EvaluationではPACの要員MLAの拡大申請を行い、審査を受ける予定である。

## 7. 広報・普及啓発活動

### 事業活動以外の広報普及活動

#### 1)取得維持・拡大のためのプロモーション活動

##### ・JAB アワード事例表彰、第3期

認定・認証制度のさらなる発展を目指したJABアワードは、関係者の新たなモチベーションを喚起し、制度の有効活用事例を社会に訴求するための効果的な取り組みとして3回目を実施した。今回は、応募促進策として、全応募組織へ評価を付す特典、各認証機関へ赴き直接呼びかけ、新聞・WEBメディアへの配信、新聞広

告掲載、無料告知の活用等多岐に渡って案内を実施したが、応募総数は全 11 件（うち2件辞退）と前回は下回った。応募内容の質は着実に向上しているが、今後の継続の可否などを検討していく。

2) 一般社会への認知度向上を目指したメディア対応

- ・情報提供を通してのネットワーク構築 PR 会社の有効活用

PR 会社と契約し、「メディアに刺さるネタ探し」をキーワードにリリース文作成のコツを習得。7 月頃より LAB PM へ集中的にインタビューを実施、これまで3本のリリースが発行されたことに加え、同リリースがネット配信で11本転載され、メディア露出度が格段に向上した。また、3 月より Facebook の試験的運用を開始した。今後もメディアや記者の関心事にリンクした情報発信を実施する。

3) 認定機関としての情報発信

- ・ウェブサイト運用とコンテンツ構成の見直し

過去のお問い合わせ内容を分析し、FAQ やページ構成の修正、地図の追加等で対応可能な範囲を修正処理した。さらに、英文ウェブページの充実を図るため、英文を訪問する利用者のニーズを分析し、国際相互承認の解説追記や IAF/ILAC メンバリストへのリンクなどを進めている。

4) 企業、業界団体、消費者団体等への制度理解促進のための普及啓発活動

- ・消費者団体(NACS、全国消費者団体連絡会)へのアプローチと連携活動

2015 年度から本格化した NACS との協働作業は、日本 GAP 協会をも巻き込んだ展開となっており、臨床検査室認定事業の紹介に続いて、GAP 認証の紹介記事を作成、NACS の HP 上で公開、更に 11 月には消費者代表による JGAP 農場見学会も実現した。見学会参加消費者も、農場における工程管理に関心を示しており、第二弾・第三弾と恒例化を目指す。この活動を標準とし、NACS の活動項目の一つとして定着化を図るとともに、他の消費者団体へのアプローチの方策としていく。

- ・外部イベントへの参加(FSJ、エコプロ展)をきっかけにした地方公共団体、教育機関等との関係作りと連携活動を実施した。

- ・業界団体、地方公共団体、教育機関等に対して制度の理解促進、導入を促す活動を実施しているが、2017 年度より、広報を事業企画部の業務と位置づけ、更なる活動を推進していく。

8. 苦情等への対応

苦情、問い合わせの対応を通して認定機関である本協会及び本制度に対する信頼性の醸成を図った。

1) 迅速・適切な苦情対応

2016年度の苦情として、本協会宛1件、機関宛0件、被認定認証機関宛0件、組織宛4件の計5件があった。異議は苦情と合わせ1件あり、現在苦情処理パネルをたち上げ対応している。

長期にわたり対応してきた案件が終了したが、苦情対応の時間の長期化等、課題も指摘されており、認定に関する異議申し立て及び苦情処理規定の見直しを進めている。

2016年度も、試験所関連や海外からの苦情/問い合わせが前年に比して増加した。特に、臨床検査室の認定申請に関する問い合わせが下期から急増した。対応効率化のために、WEB上に認定センターとの問合せ/回答専用のリンクを設定し、業務の効率化、サービス向上を図った。

近年、地方自治体等から本協会への適合組織データ提供依頼が定常化しており、これに対応するための専用プログラム、及び人員(委託)を用意して対応に努めた。地方自治体からの依頼時には、制度利用を促進することで認証の維持、拡大に結びつけるため依頼の背景、事由を確認し、必要に応じて広報活動への反映、認定センターへ情報提供を行なっている。

## 2) 監理パネル運営

2016年度は、期末に、1件異議申し立て、苦情の申し立てがあり、対応している。

## 9. 業務改革、IT インフラ整備、

### 1) 業務改革

昨年度に引き続き業務改革として、「一括請負・発注方式の導入」、「非会合方式による委員会運営」、「WEBを介した機関データの受領」、「職場環境の改善」の4テーマに取り組んでいるが、今期、次世代業務支援システム開発 TF を立ち上げ、開発がスタートさせた。現在開発方針(現行の業務フローを見直して合理化した後、システム開発を行う)として、支援システムの適用範囲確認し、各プロセスのフロー化を実施している。開発期間は3年。最初の2年に業務フローの見直しと要求定義の明確化を行うこととしている。業務の本来のニーズに立ち戻り、良いシステムになるようしっかり活動していく。Web を介したデータ受領はこれと同期することとしている。業務量の拡大を踏まえて、残課題の検討を急ぎ、次年度以降成果につなげる。

### 2) IT インフラ整備

2016年度は特に大きな問題は発生していない。計画的にハード、ソフト面での更新、保守体制の強化を推進していく。

## 10. 事務局体制

### 1) 新マネジメント体制への移行

2016年6月7日の評議員会を以って、2010年の公益財団法人移行以来理事長を務めてきた久米均、常務/専務理事を歴任してきた久保真、2014年に初代執行理事となった久保野勝男が退任し、新しく飯塚悦功が理事長に、米岡優子が常務理事に、植松慶生が執行理事に就任した。理事5名中、代表理事2名、執行理事1名の入替となる大幅更新となった。

### 2) マイナンバー制度対応

マイナンバー制度対応については、2014年度末から周到に準備を進めてきたこともあり、2016年1月の施行開始から恙なく取り扱いの運用に入り、2016年末の職員の源泉徴収票、業務委託先の支払通知書のマイナンバー対応を支障なく完了した。今後の、対象者の更新作業に当たっても情報セキュリティ取扱い



に万全を期して取り組んでいく。

3) 衛生委員会設置準備

従業員 50 名以上の事業所には衛生委員会(製造、運輸等の現場のある事業所では安全衛生委員会)の設置が義務付けられており、本協会においても 2017 年度にはこの対象となることが見込まれることから、運営規則の整備、委員会委員の指名等準備を進め、2017 年 4 月にこれを発足の運びとした。

また、ストレスチェックは、衛生委員会として、企画、運営していくこととした。

4) 情報セキュリティ管理状況

2016 年度についても審査員研修会および新入職員教育の場を捉えての情報セキュリティ教育を実施し、関係者の意識維持を図った。

不具合事項としては、2015 年度に引き続き、第三者の情報を含む不適切な文書をテンプレートとして使用したこと、及び紙文書取り纏めにあたり、第三者向けの資料を混入させてしまったことによる、一対一の情報漏洩が発生した。情報セキュリティ実施責任者への報告、対応確認及び改善事項の処置も適切に行われた。

両件とも、人間系に起因するものであり、効果的対策に困難を伴うものであるが、可能性低減に向けて具体的対策を提案した。

以 上

平成 28 年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事象が存在しないので、付属明細書は作成しない。